

令和5年度 益子町プレミアム商品券取扱事業実施要綱

1. 名 称	益子町プレミアム商品券
2. 目 的	町内における各事業所の売上向上と町外への顧客流出を防止し、地域経済並びに商店街活性化の推進を図る。
3. 内 容	<p>共通券・一般券</p> <p>1. 発売日 令和5年9月17日(日)</p> <p>2. 使用期間 令和5年9月17日(日) ～令和6年2月29日(木)</p> <p>3. プレミアム率 共通券・一般券20%</p> <p>4. 販売総額 6,000万円(発行総額 7,200万円)</p> <p>5. 発行単位(額面) 共通券 1,000円券×6枚 一般券 1,000円券×6枚 (12,000円分)を1冊10,000円で販売</p> <p>6. 購入限度額 共通券・一般券一世帯6セット(72,000円分)</p> <p>7. 購入資格 益子町民及び町内事業所勤務の方</p> <p>8. 販売方法 ▼9月17日(日)販売初日は町民センターで販売 ▼2日目以降は益子町商工会にて販売</p> <p>9. 換金期限 令和6年3月8日(金)</p> <p>10. 代理購入 不可</p> <p><u>リフォーム券</u></p> <p>1. 販売期間 令和5年9月11日(月)～9月13日(水)</p> <p>2. 使用期間 令和5年9月11日(月) ～令和6年2月29日(木)</p> <p>3. プレミアム率 10%</p> <p>4. 発行総額 1,000万円(発行総額 1,100万円)</p> <p>5. 発行単位 1枚単位で、額面11,000円券で販売</p> <p>6. 購入限度額 一世帯最高50枚(550,000円分)</p> <p>7. 購入資格 益子町に住居を有し、期間中にリフォームを行う世帯施工主</p> <p>8. 販売方法 予約販売を行う。 8月16日(水)～8月31日(水)に申込み受付 (見積書等提出) 予定額を上まわる申込みがあった場合は、按分調整により減額販売</p> <p>9. 換金期限 令和6年3月8日(金)</p> <p>10. 代理購入 加盟店(施工業者)による代理申込可能。ただし、購入は本人又は同居の親族のみ。</p> <p>11. 注意事項 「益子町省エネ家電製品購入費補助金」との併用はできません</p>
4. 取 扱 店	益子町商工会員

5. 参加料	一店につき1,000円
6. 換金方法	9～10月換金分については毎週金曜日までに商工会窓口へ商品券・換金申請書を持参したものに付き、翌週水曜日に指定金融機関により振込 11～3月換金分については月に2回指定した日に振込
7. 換金手数料	換金額の1%。但し経済対策として中小加盟店は換金手数料を徴収しない
8. 周知方法	各種メディア（真岡新聞、下野新聞）、チラシ新聞折込み、取扱店におけるポスター、町の広報による周知
9. 注意事項	<p>①取扱店のみでの使用とする。</p> <p>②釣り銭は支払わない。</p> <p>③発行者印、番号のない商品券は無効とする。</p> <p>④盗難、紛失または滅失等に対し、発行者はその責を負わない。</p> <p>⑤次に掲げるものは対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ ・公共料金、税金の支払い ・出資や債務の支払いにあたるもの（振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等） ・有価証券、ビール券、図書券、商品券、切手、印紙、プリペイドカード、保険、宝くじ等の金融商品など換金性の高いものの購入 ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等 ・リフォーム券は工事が伴わない家電等の購入には使用できません ・現金との換金、金融機関への預け入れ ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品などの購入 ・医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む） ・収納サービス等の支払い ・本人が購入した商品券を親戚、知人に譲渡することは出来ません

※日時等については予定であり、諸事情により変更となる場合がある。